

I 総 論

1 医療観察法における通院処遇の位置づけと目標・理念

(1) 通院処遇の位置づけ

- 医療観察法の目的は、その第1条において、「継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うことによって、その病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、もってその社会復帰を促進すること」とされており、本ガイドラインの定める通院処遇は、地域処遇ガイドライン等に定める社会復帰に向けた取り組みとともに対象者の円滑な社会復帰を図ることを目的として位置づけられるものである。

(2) 通院処遇の目標・理念

- ① ノーマライゼーションの観点も踏まえた対象者の社会復帰の早期実現
 - 継続的かつ適切な医療を提供し、様々な問題を前向きに解決する意欲や社会で安定して生活する能力（必要な医療を自立的に求めることも含む）を高める。
 - 他害行為について認識し、自ら防止出来る力を獲得する。
 - 被害者に対する共感性を養う。
- ② 標準化された臨床データの蓄積に基づく多職種のチームによる医療提供
 - 関係法令等を遵守しつつ、入院中や退院後の観察・評価に基づき、継続的・計画的に医療を提供する。
 - リスクアセスメントを重視して、観察・評価を継続的に実施する。
 - 対象者の病状に応じて、適切な危機介入を行う。
- ③ プライバシー等の人権に配慮しつつ透明性の高い医療を提供
 - 治療内容について対象者及び家族に対して十分な説明を行う。
 - 被害者や地元自治体等の要請に対しても、必要な情報提供を行う。